

○航空自衛隊航空身体検査規則

昭和 54 年 8 月 3 日 航空自衛隊達第 19 号
航空幕僚長 空将 山田 良市

改正	昭和 58 年 1 月 13 日	航空自衛隊達第 2 号	平成 17 年 3 月 1 日	航空自衛隊達第 3 号
	昭和 59 年 4 月 11 日	航空自衛隊達第 12 号	平成 21 年 11 月 27 日	航空自衛隊達第 41 号
	昭和 62 年 5 月 21 日	航空自衛隊達第 24 号	平成 22 年 6 月 30 日	航空自衛隊達第 20 号
	昭和 62 年 9 月 30 日	航空自衛隊達第 32 号	平成 22 年 7 月 29 日	航空自衛隊達第 28 号
	平成 元年 10 月 19 日	航空自衛隊達第 46 号	平成 23 年 3 月 28 日	航空自衛隊達第 10 号
	平成 5 年 3 月 26 日	航空自衛隊達第 13 号	平成 24 年 3 月 29 日	航空自衛隊達第 25 号
	平成 5 年 7 月 16 日	航空自衛隊達第 24 号	平成 30 年 11 月 15 日	航空自衛隊達第 25 号
	平成 5 年 11 月 26 日	航空自衛隊達第 42 号	令和 元年 6 月 27 日	航空自衛隊達第 14 号
	平成 12 年 11 月 2 日	航空自衛隊達第 50 号	令和 2 年 6 月 9 日	航空自衛隊達第 40 号
	平成 12 年 12 月 14 日	航空自衛隊達第 56 号	令和 3 年 10 月 25 日	航空自衛隊達第 74 号
	平成 13 年 11 月 1 日	航空自衛隊達第 50 号	令和 4 年 3 月 17 日	航空自衛隊達第 21 号
	平成 14 年 10 月 11 日	航空自衛隊達第 22 号	令和 5 年 7 月 25 日	航空自衛隊達第 31 号
	平成 14 年 11 月 11 日	航空自衛隊達第 29 号	令和 5 年 12 月 19 日	航空自衛隊達第 53 号
	平成 15 年 12 月 24 日	航空自衛隊達第 46 号		

航空身体検査に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 1 号）第 10 条の規定に基づき、航空自衛隊航空身体検査規則を次のように定める。

航空自衛隊航空身体検査規則（登録報告）

航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 41 年航空自衛隊達第 30 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この達は、操縦士等の航空身体検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空業務 航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号。以下「検査訓令」という。）第2条第2号に規定する業務、兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務をいう。
- (2) 操縦士等 航空業務に従事する隊員、航空業務に従事していない隊員で航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第2条第1号から第5号までの業務に関する航空従事者技能証明を有する隊員及び航空業務に関する技能の習得を命ぜられた隊員をいう。
- (3) 操縦者 航空機に乗り組んで行う操縦に関する航空従事者技能証明を有する隊員及び航空機に乗り組んで行う操縦に関する技能の習得を命ぜられた隊員をいう。
- (4) 航空士等 操縦者以外の操縦士等をいう。
- (5) 部隊等 編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第2項の規定に基づき臨時に編成された特別の部隊並びに機関及び地方機関並びに航空幕僚監部をいう。

（検査の実施責任及び対象）

第3条 部隊等の長は、この達に定めるところにより操縦士等について検査を実施するものとする。

- 2 部隊等の長は、航空幕僚長が必要と認める場合には、その都度別に示すところにより、操縦士等以外の隊員について検査の一部又は全部を実施するものとする。

（実施計画、実施要領等）

第4条 検査施設を有する部隊等（以下「検査担当部隊等」という。）の長は、検査を行う場合には、あらかじめ実施計画を定めるものとする。この場合、検査担当部隊等以外の部隊等の長は、この実施計画の作成に必要な事項をあらかじめ検査担当部隊等の長に通知するものとする。

2 検査の実施要領は、別に定める。

（検査の担当区分）

第5条 検査担当部隊等の検査担当区分は、次表のとおりとする。

検査の対象		検査担当部隊等の長
検査担当部隊等に勤務する操縦士等		当該部隊等の長
検査担当部隊等以外の部隊等及び航空自衛隊以外の機関に勤務する操縦士等	検査担当部隊等と同一基地に所在する部隊等に勤務（教育中の者を含む。以下同じ。）する者	基地所在の検査担当部隊等の長
	検査担当部隊等の所在しない基地に所在する部隊等（下欄に該当する部隊等を除く。）及び東京都及び神奈川県以外の地域に所在する航空自衛隊以外の機関に勤務する者	最寄りの基地所在の検査担当部隊等の長
	東京都及び神奈川県に所在する部隊等及び航空自衛隊以外の機関に勤務する者	入間基地に所在する検査担当部隊等の長

2 前項の規定にかかわらず、航空幕僚長が指定する操縦者（以下、「指定操縦者」という。）の定期に行う検査乙は、航空幕僚長が指定する検査担当部隊等の長が担当するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、自衛隊法第22条第2項の規定に基づき臨時に編成された特別の部隊に勤務する操縦士等については別に定める。

（検査甲の対象及び実施時期）

第6条 検査甲は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める時期に行うものとする。ただし、当該検査が前回の検査から3か月を超えない時期に行われるときには、その一部又は全部を省略することができる。

(1) 航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生から航空業務に関する知識及び技能の習得を命ぜられる者（操縦者から滞空型無人機の操縦要員を選抜する場合を除く。） 選抜するとき。

(2) 飛行準備課程に教育入隊を命ぜられた者 航空学生課程を修了した者にあつては航空学生課程を修了するとき。その他の者にあつては一般幹部候補生課程するとき。

(検査乙の対象及び実施時期)

第7条 検査乙は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる時期に行うものとする。ただし、当該検査が前回の検査から6か月を超えない時期に行われるときは、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 初級操縦課程、基本操縦（T-4）前期課程、基本操縦（T-4）後期課程、基本操縦（T-400）課程又は基本操縦（T-400）課程（長期）に教育入隊を命ぜられた者 当該課程に教育入隊するとき。

(2) 航空士等の資格の取得を命ぜられた者（操縦者が滞空型無人機の操縦の資格取得を命ぜられた場合を除く。） 当該教育課程（準課程講習を含む。以下同じ。）に入校（教育入隊を含む。）するとき。

(3) 基本操縦（T-4）後期課程、基本操縦（T-400）課程又は基本操縦（T-400）課程（長期）を修了した操縦者並びに所定の資格を取得した航空士等 毎年1回その者の誕生日の2か月前から誕生日までの間の適当な時期。ただし、この時期に検査を実施できない事情がある場合は、その者の保有する航空身体検査合格証明書の有効期間内の適当な時期。

- (4) 兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員 毎年1回その者の誕生日の2か月前から誕生日までの間の適当な時期。ただし、この時期に検査を実施できない事情がある場合は、その者の保有する航空身体検査合格証明書の有効期間内の適当な時期。
- (5) 航空業務に関する医学適性の判定等に関する達（平成14年航空自衛隊達第23号。以下「適否判定規則」という。）第4条に規定される条件付与又は条件変更の判定区分に該当する者 条件付与又は条件変更の判定を受けたとき。ただし、本検査をその者の誕生日の2か月前から誕生日までの間に実施する必要がある場合は、前2号の検査により代替することが出来るものとする。
- 2 検査訓令第7条の規定に基づく検査については、状況に応じて検査項目の一部を省略することができる。
- 3 部隊等の長は、操縦士等について第1項各号によるほか、必要と認める場合には、その都度実施することができる。

第8条 削除

(検査結果の処置)

第9条 検査担当部隊等の長は、検査結果について次の各号により処置するものとする。

- (1) 別紙様式第1に定める航空身体検査表に所要事項を記載する。
- (2) 初めて航空身体検査を行ったときには別紙様式第2に定める既往歴調査表に所要事項を記入しなければならない。
- (3) 第1号の航空身体検査表への記載に当たっては、航空自衛隊クラウドシステム上の身体検査結果登録（航空身体）を使用するものとする。
- (4) 検査担当部隊等の長は、四半期ごとの航空身体検査結果の入力完了後、当該期間分の入力完了した旨の連絡を航空幕僚監部首席衛生官に電話又はメ

ールをもって行うものとする。また、当該期間に航空身体検査を実施しなかった場合は、その旨の連絡を電話又はメールをもって行うものとする。

(検査の合格基準等)

第10条 検査の合格基準等は、兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員を除く操縦士等については検査訓令別表に定めるもののほか、別表第3から別表第6までのとおりとする。兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員については別表第7及び別表第8のとおりとする。

(検査の可否の判定)

第11条 検査の可否の判定を行う者（以下「判定官」という。）は、航空医官及び航空身体検査判定官に関する達（平成5年航空自衛隊達第24号）に定める航空医官及び航空身体検査判定官とする。

- 2 判定官が検査の可否を行うにあたり、医学的意見を必要と認める場合には、適否判定規則の定めるところにより措置するものとする。
- 3 検査の結果、判定官が検査訓令第3条第3項に該当すると認められると判断した場合は、当該操縦士等（兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員を除く。）の健康管理者（防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第2条に規定する職員の健康管理を行う者をいう。）は、別紙様式第3により航空幕僚長（首席衛生官気付）に上申するものとする。この場合、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官及び補給本部長の隷下又は管理下の部隊等の長は、各々上級部隊等の長を経由して上申するものとする。
- 4 兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員の検査において別表第7の一部に適合しない場合で、その者の経験及び能力を考慮し、航空業務に支障を生じないと航空幕僚長が認めるものは、同表の規定にかかわらず検査の合格基準に適合するものとみなす。これに該当すると考えられる場合、前項の要領により航空幕僚長（首席衛生官気付）に上申するものとする。

(合格証明の付与)

第12条 検査担当部隊等の長は、検査に合格した操縦士等に対し、その都度速やかに合格証明を与えるものとし、当該証明は、別紙様式第4の航空身体検査合格証明書（以下「合格証明書」という。）を発行し、これを交付することによって行う。

2 前項の場合において、航空業務に従事していない入校中の者については、合格証明書の交付を省略することができる。

3 条件を付して合格とされた者の合格証明書には、当該条件を記載するものとする。

4 検査担当部隊等の長は、合格証明書の発行及び交付に関し必要な事項を定めるものとする。

5 判定官は、検査乙の合格の判定の都度直ちに、検査に合格した操縦士等に対し、別紙様式第5の航空身体検査合格判定書（以下「判定書」という。）を交付するものとする。ただし、合格証明書が速やかに交付される場合は、判定書の交付を省略することができる。

6 判定書の交付から合格証明書交付までの間は、判定書をもって合格証明書と見なす。

(合格証明の携帯等)

第13条 操縦士等は、航空業務に従事する場合には、合格証明書又は判定書を携帯するものとし、職務上の上級者、飛行安全若しくは監察等の業務に従事する者、飛行承認権を有する者又は医官等からその提示を求められた場合には、提示しなければならない。

(操縦士等の遵守事項)

第13条の2 操縦士等は、心身の故障のため合格証明に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき（麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができ

ないおそれがあると認めるときを含む。)は、合格証の有効期間内であつても、航空業務に従事してはならない。また、速やかに、その旨を当該操縦士等の所属する部隊等の長に申し出なければならない。

2 前項の規定に基づく申出を受けた部隊等の長は、速やかに、当該申出の内容を検査担当部隊等の長に通報しなければならない。

(航空業務の停止等)

第14条 検査の結果に基づく航空業務の停止等については、適否判定規則の定めるところによる。

(身体歴の提示)

第15条 操縦士等は、異動等(補職若しくは配置指定による異動、派遣勤務、臨時勤務、教育入隊、入校又は部内の病院に入院することをいう。)した場合は、身体歴を異動等先の医官に提示しなければならない。

(隊員以外の者への準用)

第16条 この達は、航空幕僚長が必要と認める場合には、隊員以外の者の検査について準用する。

(報告)

第17条 検査担当部隊等の長は、別紙様式第4により、操縦士等の検査実施状況について、当該年度分を次年度の4月1日から4月末日までの間に航空幕僚長(首席衛生官気付)に報告するものとする(60-M60(D))。

(航空幕僚監部に勤務する者の措置)

第18条 航空幕僚監部に勤務する者の検査の実施に関する事務は、航空中央業務隊司令が行うものとする。

(委任規定)

第19条 この達に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な細部事項は、検査担当部隊等の長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 航空医官及び航空身体検査判定官に関する達（昭和 48 年航空自衛隊達第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 41 年航空自衛隊達第 30 号）」を「航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 54 年航空自衛隊達第 19 号）」に改める。

第 3 条第 3 号及び第 11 条中「第 6 条」を「第 11 条」に改める。
- 3 航空業務に関する医学適性の判定等に関する達（昭和 39 年航空自衛隊達第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 41 年航空自衛隊達第 30 号）」を「航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 54 年航空自衛隊達第 19 号）」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 6 条」を「第 11 条」に改める。
- 4 航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達（昭和 43 年航空自衛隊達第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 41 年航空自衛隊達第 30 号。以下「検査規則」という。）に定める操縦士等の医学適性検査」を「航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 54 年航空自衛隊達第 19 号。以下「検査規則」という。）に定める操縦士等の航空身体検査」に改める。
- 5 航空自衛官身体歴取扱規則（昭和 32 年航空自衛隊達第 16 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 を別紙のように改める。〔別紙 省略〕
- 6 航空自衛隊の基本教育に関する達（昭和 41 年航空自衛隊達第 18 号）の一部を次のように改正する。

別冊第2の第2審査基準中「航空自衛隊航空身体検査規則（昭和41年航空自衛隊達第30号）」を「航空自衛隊航空身体検査規則（昭和54年航空自衛隊達第19号）」に改める。

附 則（昭和58年1月13日航空自衛隊達第2号）

この達は、昭和58年1月13日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日航空自衛隊達第12号）

この達は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、昭和62年5月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和62年9月30日航空自衛隊達第32号）

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年10月19日航空自衛隊達第46号）

この達は、平成元年12月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日航空自衛隊達第13号）

- 1 この達は、平成5年3月26日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成5年7月16日航空自衛隊達第24号抄）

- 1 この達は、平成5年7月16日から施行する。

附 則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号）

- 1 この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕

2 [前略] 第31条の改正規定は、この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則（平成12年11月2日航空自衛隊達第50号）

この達は、平成12年11月6日から施行する。

附 則（平成12年12月14日航空自衛隊達第56号）

この達は、平成12年12月14日から施行する。

附 則（平成13年11月1日航空自衛隊達第39号）

この達は、平成13年11月20日から施行する。

附 則（平成14年10月11日航空自衛隊達第22号抄）

1 この達は、平成14年10月11日より施行する。

2 この達施行の際、現に実施されている検査、その合格基準及び低圧室要員の指定並びにこれらの手続きは、なお従前の例による。

3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による航空身体検査表、航空身体検査合格証明書及び航空生理訓練証は、改正後の相当規定に基づき作成、発行又は交付されたものとみなす。

4 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による航空身体検査合格証及び航空生理訓練証は、残存部数に限り所要の修正を加えて、使用することができる。

附 則（平成14年11月11日航空自衛隊達第29号）

この達は、平成14年11月11日より施行する。

附 則（平成15年12月24日航空自衛隊達第46号）

この達は、平成15年12月24日から施行する。

附 則（平成17年3月1日航空自衛隊達第3号）

この達は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 27 日航空自衛隊達第 41 号）

この達は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日航空自衛隊達第 20 号）

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 29 日航空自衛隊達第 28 号）

この達は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日航空自衛隊達第 10 号）

この達は、平成 23 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 15 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日航空自衛隊達第 14 号）

（施行期日）

1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 2 年 6 月 9 日航空自衛隊達第 40 号）

この達は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 25 日航空自衛隊達第 74 号）

この達は、令和 3 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日航空自衛隊達第 21 号）

1 この達は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

2 この達の施行の際、飛行準備課程に教育入隊している者（航空学生課程履修者を除く。）は、初級操縦課程に教育入隊するときに検査甲を行うものとする。

附 則（令和5年7月25日航空自衛隊達第31号）

この達は、令和5年7月25日から施行する。

別紙様式第1 (第9条関係)

航空身体検査表(令和 年度)

(表)

氏名(フリガナ)		認識番号		生年月日		年齢	血液型	
男 女		本籍	番号	年 月 日				
所属部隊等								
階級	入隊年月日	主特技		航空生理訓練日		検査年月日		
検査場所		検査区分			検査目的			
飛行時間	TOTAL	JET	RECI	HERI	過去6ヶ月			
身長(cm)	体重(kg)	BMI	胸囲(cm)	腹囲(cm)	肺活量(ml)	握力(kg)	右	左

視 機 能			裸眼	矯正	矯正レンズ°			裸眼	矯正	矯正レンズ°
	遠距離視力	右					左			
中距離視力	右					左				
近距離視力	右					左				
矯正眼鏡等	N: なし、G: 眼鏡、C: コンタクトレンズ、R: 角膜矯正手術等									
	所見									
斜位(D)	内	視野: 正常・異常								
	外									
上斜位(D)	右									
	左									
深視力										
輻輳近点										
眼球運動	正常・異常									
夜間視力	正常・異常									
色覚	正常・色弱・色盲									

聴力	500 (Hz)	1,000 (Hz)	2,000 (Hz)	3,000 (Hz)	4,000 (Hz)
右 (dB)					
左 (dB)					

耳管通気	右	正常・異常	左	正常・異常	平衡機能	正常・異常
副鼻腔所見(WATERS X-ray) (甲操)				撮影年月日		

胸部X線	撮影年月日		正常・異常	フィルム番号	
	所見				
心電図	撮影年月日		正常・境界・異常		
	所見				
脳波	撮影年月日		正常・境界・異常		
	所見				
腰椎検査 (甲: 救難員)	撮影年月日		正常・異常	フィルム番号	
	所見				

航空身体検査表(令和 年度)

(裏)

認識番号					階級					氏名					
血圧 (起立耐性含む。)	坐位安静後				起立2分後				脈拍 (起立耐性含む。)	安静臥位				起立2分後	
	縮		拡		縮		拡								
尿検査	たん白				糖				尿潜血	尿検査判定(甲操)				合格・不合格	

血液検査		検査データがある場合に記入													
甲操															
AST (IU/ℓ)		Plt (万個/μℓ)		LDL (mg/dℓ)		GLU (mg/dℓ)		ALT (IU/ℓ)		RPR		TG (mg/dℓ)		S-AMY (IU/ℓ)	
WBC (個/μℓ)		HBsAg		T-Bil (mg/dℓ)		ALP (IU/ℓ)		RBC (万個/μℓ)		HCVAb		LDH (IU/ℓ)		CRP (mg/dℓ)	
Hb (g/dℓ)		TP (g/dℓ)		γ-GTP (IU/ℓ)		CEA (ng/dℓ)		Ht (%)		Alb (g/dℓ)		BUN (mg/dℓ)		CA19-9 (U/ml)	
MCV (fℓ)		T-cho (mg/dℓ)		CRE (mg/dℓ)		PSA (ng/ml)		MCH (pg)		HDL (mg/dℓ)		UA (mg/dℓ)			

歯科検診																																																																			
実施日: _____																																																																			
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>右</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																																		右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																	
右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																																																			
口腔清掃状態		良・軽・中・悪																																																																	
歯周組織の炎症		無・軽・中・高																																																																	
要補綴		上顎							下顎																																																										
咬合異常		無							有																																																										
舌・口腔粘膜疾患		無							有																																																										
歯科指示区分																																																																			
その他特記事項																																																																			
タイプ _____ クラス _____																																																																			
注: 歯科指示区分は、必要な治療をもって変更する。																																																																			

検診所見	記号	程度	疾病名等コード	疾病名	年月日
a.					
b.					
c.					
d.					
e.					
f.					

(1)記号: DX(主要病名)、OP(外科手術)
 (2)程度: 1(所見はあるが支障なし)、2(精密検査を要する)、3(支障有り)、4(その他(治ゆ等))

特記事項					
------	--	--	--	--	--

医適年月日		結果:	
-------	--	-----	--

判定	合格・条件付(眼鏡等のみ)・条件付合格・不合格			
不合格又は条件付合格の理由・意見・指導事項等記載				
検査官氏名(医官)	印		検査官氏名(医官)	印
検査官氏名(歯科医官)	印		判定官氏名(医官)	印

別紙様式第2（第9条関係）

(表)

既往歴調査表

1 氏名		2 所属部隊等名		3 階級		4 認識番号	
5 生年月日 昭平令 年 月 日		6 入隊年月日 昭平令 年 月 日		7 検査目的		8 検診年月日 令和 年 月 日	
9 健診場所		10 その他					
11 現在の健康状態をありのまま記入してください。							
12 次の項目について、過去又は現在に該当するものがあるかどうかを「レ」印で記入してください。							
有	無	有	無	有	無	有	無
(1) 症状等		声帯麻痺		その他肝臓、胆のうの病気		(15) その他	
	原因不明の頭痛や発熱		その他の鼻やのどの病気	(9)	すい臓の病気		脳や脊髄の病気
	貧血や立ちくらみ	(4)	耳の病気		すい炎		乳腺の病気
	反復する鼻出血		外耳炎や中耳炎		その他のすい臓の病気		自律神経失調症
	めまい		内耳炎やメニエール病	(10)	じん臓の病気		神経痛（坐骨神経痛等）
	繰り返す腹痛		その他の耳の病気		ネフローゼ症候群		性病（梅毒や淋病等）
	反復する腰背部痛	(5)	肺の病気		尿路結石		寄生虫症
	むくみ		ぜんそく		排尿障害		リウマチ
	乗物酔い		結核（けっかく）		その他のじん臓の病気		膠原（こうげん）病
	腫瘍（しゅよう）やがん等		気胸（ききょう）	(11)	血液の病気		アトピー性皮膚炎
	頭部外傷		その他の肺の病気		血友病		
	突然の視力低下	(6)	心臓、血管の病気		白血病	(16)	以下は女性のみ記入
	どもりや発声障害		高血圧や低血圧		リンパ腫		月経異常
	麻薬や覚せい剤の使用		先天性の心臓病		その他の血液の病気		妊娠や出産の経験
	安定剤や睡眠薬の常用		心筋症	(12)	代謝の病気（ホルモン異常等）		子宮内膜症等の婦人科疾患
(2) 目の病気			心筋こうそく又は狭心症		糖尿病		
	結膜炎（花粉症等）		川崎病		甲状腺の病気		
	角膜炎		不整脈		脳下垂体腫瘍		
	白内障		動脈りゅうや静脈りゅう		高尿酸血症又は痛風		
	緑内障		その他の心臓、血管の病気		高脂血症		
	網膜剥離（もうまくはくり）	(7)	胃腸の病気		副腎の病気		
	網膜変性症		胃・十二指腸かいよう		その他の代謝の病気		
	網膜脈絡膜炎		腸へいそく（イレウス）	(13)	精神科に関連する病気		
	その他の目の病気		痔核（ぢ）、脱肛、痔ろう		てんかん		
(3) 鼻やのどの病気			大腸炎		意識障害やけいれん発作		
	アレルギー性鼻炎（花粉症等）		そけいヘルニア（脱腸）		アルコール依存症		
	副鼻腔炎（ちくのう）		その他の胃腸の病気		その他の精神科関連の病気		
	扁桃（へんとう）炎	(8)	肝臓、胆のうの病気	(14)	骨、筋の病気		
	扁桃肥大		肝炎や肝硬変		脱臼、骨折、捻挫等		
	嚥下（えんげ）障害		胆石（たんせき）症		その他の骨、筋の病気		

(裏)

別表第3（第10条関係）

航空身体検査合格基準

合格基準						
検査項目	甲			乙		
	甲操	甲航	甲地	乙操	乙航	乙地
1 遠距離視力 (救難員)		0.3 (1.0)			0.3 (1.0)	
2 血液検査 (1) 航空機操縦員たる自衛官の採用のための身体検査(以下「採用時2次試験」という。) (2) その他	<p>1 GPT: 40 IU/L未満又は急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変等の疾患がないこと。</p> <p>2 ヘモグロビン値 12.5 g/dl 以上、女性については 11.5/dl 以上かつMCV > 79 かつMCH > 26。</p> <p>3 白血球数が 3,000/mm³未満又は 10,000/mm³以上の場合、可能な限り再検査及び精密検査(白血球百分率を含む血球計算を必須とする)を実施し、異常のないこと。</p>					別に示す実施要領及び評価要領により、航空業務に支障を来たすと判断されないこと。
3 尿検査(採用時2次試験)	別表第6の判定が合格であること。					
4 疾患等	別表第4に示す不合格疾患等のいずれもないこと。					

別表第4（第10条関係）

不 合 格 疾 患 等

検査項目	不 合 格 疾 患 等	対 象 者	適用区分
1 視力	1 角膜屈折矯正手術の既往（別に定める角膜屈折矯正手術管理要領の規定に基づいて施術、術前及び術後の管理等が行われているものを除く。） 2 コンタクトレンズによる角膜矯正療法を行っているもの	操縦士等	検査甲、乙
2 心電図	1 発作性上室性頻拍で反復性かつ症状を伴うもの 2 心房粗動、心房細動及び持続性頻拍 3 多源性心室性期外収縮の頻発するもの又は心室性頻拍 4 第2度房室ブロック（2型） 5 完全房室ブロック 6 完全左脚ブロック 7 40歳後初発した完全右脚ブロック又は、右脚ブロックで症状を伴うもの 8 早期興奮症候群で発作性頻拍を伴うもの。ただし、検査甲では、早期興奮症候群がないこと。 9 その他心電図上、重大な心疾患を推定できるもの	操縦士等 （採用時 2次試験 を含む。）	検査甲
		35歳以上の者	検査乙
3 腰椎検査	腰椎4方向のX線撮影における椎体奇形、下位椎間軟骨が上位椎間軟骨の高さ4分の3以下となるような椎間狭窄、分離症、すべり症その他の異常	救難員	検査甲
4 疾患等 (1) 神経系及び精神病	1 次の症状等を合併した頭部外傷の既往歴 (1) 24時間以上の意識喪失 (2) 頭蓋骨の陥没骨折 (3) 脳損傷 (4) 脳硬膜外（又は下）血腫 (5) 頭部外傷に伴う中枢神経系の感染症 (6) 7日以上脳脊髄液漏出 (7) 全身けいれん又は局所けいれん (8) 脳に起因すると考えられる神経症状 (9) 外傷に起因する知能又は人格変化 (10) 外傷に起因する脳波異常 2 次の症状等を合併した頭部外傷の既往歴後2年未満 (1) 2時間以上24時間未満の意識喪失 (2) 48時間以上にわたる健忘、せんもう状態、見当識喪失、判断又は知能障害 (3) 1か月以上にわたる頭部外傷後遺症（人格変化、知能障害、不安、頭痛、平衡機能障害）	操縦士等	検査乙
		操縦士等	検査乙

	<p>3 次の症状等を合併した頭部外傷の既往歴後3か月未満</p> <p>(1) 2時間未満の意識喪失</p> <p>(2) 48時間未満の健忘、せんもう状態又は錯乱状態</p> <p>4 次の症状等を合併した頭部外傷の既往歴</p> <p>(1) 頭蓋内出血又はくも膜下出血</p> <p>(2) 脳損傷</p> <p>(3) 頭蓋骨骨折</p> <p>(4) 脳に起因すると考えられる神経症状</p> <p>(5) 脳脊髄液漏出</p> <p>(6) 頭部外傷後遺症あるいは中枢神経の感染症</p> <p>(7) 全身けいれん又は局所けいれん</p> <p>(8) 外傷に起因する知能又は人格変化</p> <p>(9) 外傷に起因する脳波異常</p> <p>(10) 健忘、せんもう状態又は錯乱状態</p> <p>(11) 1時間以上の意識喪失</p> <p>(12) 2年以内における5分以上1時間未満の意識喪失 (神経学的に全く異常のないものを除く。)</p> <p>(13) 6か月以内における5分未満の意識喪失 (神経学的に全く異常のないものを除く。)</p>	<p>操縦士等</p> <p>操縦士等</p>	<p>検査乙</p> <p>検査甲</p>
(2) 産後	産後8週間未満又は8週以上で航空業務に支障があるもの	操縦士等	検査甲、乙
(3) 失血	200ml以上の失血(献血を含む。)後72時間未満	操縦士等	検査乙
(4) 副鼻腔検査	WATERS法によりX線撮影を実施し、慢性副鼻腔炎が存在するもの	採用時2次試験	検査甲
(5) 口腔及び歯	<p>1 別表第5の分類が第5級～第6級でかつ、別に定める航空自衛官採用時の不合格疾患に該当するもの(必要に応じてパノラマX線撮影を行ない判定すること。)</p> <p>2 別表第5の分類が第6級のもの又は第3級～第5級で航空業務に支障があるもの(必要に応じてパノラマX線撮影を行い判定すること。)</p>	<p>操縦士等</p> <p>操縦士等</p>	<p>検査甲</p> <p>検査乙</p>

別表第5 (第10条関係)

歯の検査の診断分類

分類	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級
内容	治療を必要としないもの	治療を要するが急を要しないもの	早期に治療を要するもの又は放置しておくくと急性症状を呈する恐れのあるもの	義歯を要するもの又は治療に比較的時間を要するもの	緊急に治療を要するもの又は長期の入院が必要なもの	容易に治療しがたいもの
細部内容		1 中程度以下の歯石沈着 2 炎症が軽度の歯肉炎 3 P ₂ 以下の歯周疾患 4 C ₁ のう蝕 5 不正咬合等で発音、そしゃくに影響のないもの 6 義歯を要するが第4級に属さないもの 7 矯正治療で保定中のもの	1 高度の歯石沈着 2 炎症が高度な歯肉炎 3 P ₃ 以上の歯周疾患 4 C ₂ 及びC ₃ 又はC ₄ のう蝕 5 慢性根尖性歯周炎 6 要抜去歯(炎症を起こす危険のある半埋智歯等を含む) 7 慢性の口腔感染症 8 腫瘍、のう胞 9 症状のある顎関節症	1 そしゃく、発音のための十分な歯を持たぬもの 例 下記の部位の欠損 $\begin{array}{ c} 7-4 \\ \hline 7-4 \end{array} \quad \begin{array}{ c} 4-7 \\ \hline 4-7 \end{array}$ $\begin{array}{ c} 76 \\ \hline 76 \end{array} \quad \begin{array}{ c} 67 \\ \hline 67 \end{array}$ 2 動的矯正治療中のもの	1 外傷 2 急性の口腔感染症 3 悪性腫瘍	1 著しい不正咬合、顎口腔周辺軟組織の著しい変形等により、通常のでしゃくができないか又は、言語発生に支障を来すもので容易に治療しがたいもの 2 総義歯を要する歯牙欠損のあるもの 3 その他、航空業務に支障を来すもの又は航空業務により悪化すると考えられる疾患を有するもの

診断上の注意事項

- (1) 第3大臼歯の欠損は、要治療としない。
- (2) 第2大臼歯の欠損で、歯科医師又は歯科医官が修復又は補綴の必要を認めない場合は、要治療としない。
- (3) 欠損後の歯間に間隙が無く修復又は補綴の必要の無い場合は、要治療としない。
- (4) 治療中の歯は、う歯として扱う。
- (5) 充填物及び補綴物のうち、再治療を要するもの（不良と認められるもの）は、う歯又は欠損歯とする。
- (6) シーラントは健全歯とする。
- (7) インプラントは修復歯とし、歯周疾患検査の対象としない。ただし、不良であれば欠損歯とする。

別表第6（第10条関係）

尿検査の判定基準

試験紙法 尿潜血	尿沈査			試験紙法 尿蛋白 ²⁾	判定
	赤血球	白血球	円柱 ¹⁾		
—	—	—	—	—	合格
+	≤5/HPF	—	—	—	合格
+	≥6/HPF	*	*	*	不合格 ³⁾
*	*	*	+ ⁴⁾	*	不合格
*	*	*	*	+	不合格
*	≤5/HPF	+ ⁵⁾	—	—	保留

*：検査の結果がどのようなであっても判定に影響しない（ワイルドカード）。
注意事項

- 1) 円柱：赤血球、白血球、尿細管上皮細胞からなるものを指す。硝子円柱、微細顆粒状円柱の病的意義は低い。
- 2) 蛋白尿：再検は必ず安静時尿にて行い、連続して陽性の場合+とする。
- 3) 肉眼的血尿の既往、聴覚異常、高血圧のない血尿単独例で、腎機能障害のない同様の血尿例の家族歴を有する場合は、予後良好とされる基底膜菲薄化症候群の可能性が高く、合格としてもよい。
また、血尿単独例では泌尿器科疾患を念頭におかなければならず、その場合疾患ごとに合否を判定する。
- 4) 赤血球円柱は糸球体疾患の診断的意義が高い。白血球円柱は腎盂腎炎、間質性腎炎などを、上皮細胞円柱は尿細管障害の存在を示す。上皮細胞円柱に関しては急性疾患でかつ反復の可能性が低ければ、必ずしも不合格としなくともよい。
- 5) 女性においては、外性器からの汚染を考慮する。この場合、扁平上皮細胞、（赤血球、細菌）もしばしば見られる。男性の場合は明らかに異常である。尿道炎、前立腺炎、尿路感染症、結石、間質性腎炎、結核などが疑われる。一過性の急性疾患であることが確実であれば合格としてもよい。

別表第7（第10条関係）

兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員の航空身体検査合格基準

合格基準		
検査項目	甲	乙
1 体重	下限については検査訓令別表付表第1による。上限については適用しない。ただし、体重が下限値を満たさない場合も、原因疾患がなく、十分な体力があれば合格とすることができる。	
2 血圧	坐位で5分間以上の安静後、 収縮期血圧 150 mm Hg 未満 100 mm Hg 以上 拡張期血圧 100 mm Hg 未満 50 mm Hg 以上 内服により適切にコントロールされているものを含む。	
3 視力	次の基準以上であること。	
(1) 遠距離視力	各眼(0.7)	
(2) 近距離視力	各眼(0.5)かつ両眼(1.0)	各眼(0.5)
4 斜位	斜視又は複視がないこと。 ※医官による問診等において、斜視又は複視についての的確な評価を行うこと。	
5 眼球運動	眼球運動が正常であること。	
6 色覚	正常であること。	
7 視野	<p>ペリメーターで下図の範囲以上の視野を有し、かつ、病的暗点を有しないこと。ただし、両眼視により補完可能で航空業務に支障を来さないと考えられる軽度の視野異常を除く。</p>	
8 聴力	暗騒音が 50dB(A) 未満の部屋で、各耳についての聴力レベルが次表の基準を超えないか、又は後方 2m の距離から発せられた通常の強さの会話を両耳で正しく聴取でき、航空業務に支障がないと認められるもの	

	<table border="1"> <tr> <td>周波数(Hz)</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>3000</td> </tr> <tr> <td>聴力レベル (dB)</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>50</td> </tr> </table>	周波数(Hz)	500	1000	2000	3000	聴力レベル (dB)	35	35	35	50
周波数(Hz)	500	1000	2000	3000							
聴力レベル (dB)	35	35	35	50							
9 心電図	35歳以上の者にあつては別表第8に示す疾患等がないこと。										
10 疾患等	別表第8に示す不合格疾患等のいずれもないこと。										

別表第8（第10条関係）

兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員の航空身体検査不合格疾患等

区 分	不 合 格 疾 患 等
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空業務の実施に支障があると認められる疾患又は機能障害 2 航空業務により悪化するおそれがある疾患又は機能障害
1 全身状態	<ol style="list-style-type: none"> 1 頭部、顔面、^{けい}頸部、躯幹又は四肢に変形、奇形、欠損又は機能障害があるもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 2 原因不明の頭痛、発熱、めまい、腹痛、浮腫等の症状が 持続又は頻回に再発するもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 3 航空装具の着用を妨げるもの 4 過度の肥満（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 5 全身の衰弱（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 6 睡眠時無呼吸症候群（治療により症状等が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
2 感染症及び寄生虫症	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症又はその疑いがあるもの 2 難治性の慢性感染症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 3 寄生虫症又はその後遺症があるもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
3 新生物	<ol style="list-style-type: none"> 1 悪性新生物（治療後、後遺症がなく航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 2 良性新生物で、治療を要するもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
4 内分泌、栄養及び代謝障害	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬剤による治療を必要とする糖尿病（経口薬の使用等により、航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 2 甲状腺疾患（術後及びアイソトープ治療後を含む）で治療を必要とするもの（ホルモン補充療法中で、薬剤の用法用量が一定した後、甲状腺機能が安定し、航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 3 下垂体又は副腎疾患 4 高尿酸血症（痛風を含む）薬剤の投与により合併症がなく、血中尿酸値が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く 5 脂質異常症（薬剤の投与により合併症がなく、血中脂質値が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 6 その他重大な内分泌代謝疾患
5 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	<ol style="list-style-type: none"> 1 貧血 2 出血傾向を示す疾患 3 白血病又は他の進行性の細網内皮系の疾患 4 重大な^{ひしゅ}脾腫

	<p>5 航空業務に支障があると認められるアレルギー疾患</p> <p>6 リウマチ性疾患、膠原病等の自己免疫疾患（その疑いを含む。）又は免疫不全症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p>
6 気管及び胸部の疾患	<p>1 気管支拡張症、COPD、肺水腫、膿胸、肺サルコイドーシス、塵肺、間質性肺炎、その他の活動性の肺疾患</p> <p>2 胸膜疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>3 気管支喘息（吸入ステロイド剤のみの投与により合併症がなく、一定期間発作を認めず、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>4 肺結核症（石灰化巣、癆痕形成等により治癒し、かつ、再発のおそれがないと認められるものを除く。）</p> <p>5 横隔膜の著しい挙上又は機能障害で、呼吸機能検査で異常が認められるもの</p> <p>6 特発性気胸又はその既往歴（再発のおそれがないことが認められたもので、肺機能に異常がないものを除く。）</p> <p>7 嚢胞性肺疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>8 乳腺疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>9 その他の呼吸機能障害を伴う疾患で、航空業務に支障があるもの</p> <p>10 その他胸壁、縦隔若しくは胸部内臓の疾患又はその既往症で、航空業務に支障があるもの、又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
7 胸部手術	<p>1 開胸術後6か月以内のもの（開胸術後3か月以上経過し、呼吸機能及び胸郭の運動機能が正常であると認められるものを除く。）</p> <p>2 その他肺若しくは胸部の手術又は損傷によって、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
8 循環器系	
(1) 血 圧	<p>1 高血圧症（降圧剤の投与により合併症がなく、血圧が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 自覚症状を伴う起立性低血圧症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p>
(2) 心疾患	<p>1 重大な先天性心疾患</p> <p>2 心筋障害及び冠動脈障害（心筋梗塞及び狭心症の既往歴を含む。）</p> <p>3 心不全を呈する全ての疾患又はその既往歴</p> <p>4 重大な心膜（心内膜又は心外膜）の疾患</p> <p>5 リウマチ性心疾患又はその既往歴</p>
(3) 脈拍及び調律異常	重大な刺激生成又は興奮伝導の異常（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
(4) 脈管障害	動脈瘤又は重大な静脈瘤で、循環不全をきたすおそれがあるもの
9 腹部及び消化器系の疾患	
(1) 腹壁、横隔	腸閉塞の再発を引き起こす腹膜疾患等（航空業務に支障がないと認めら

<p>膜及び腹膜の疾患</p> <p>(2) 消化管の疾患</p> <p>(3) 肝胆膵の疾患</p> <p>(4) 腹部手術</p>	<p>れるものを除く)</p> <p>1 胃潰瘍(かいよう)又は十二指腸潰瘍(自覚症状及び合併症がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <p>2 難治性肛門部膿瘍、瘻孔、高度の痔(じ)核、脱肛等の直腸肛門疾患(航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <p>1 膵炎</p> <p>2 胆石症、その他の胆嚢又は胆道の疾患(無症状で経過している胆嚢内の短径が1 cm 以上の単一大結石で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <p>3 急性肝炎、重大な肝機能障害のある慢性肝炎又は肝硬変</p> <p>航空業務の支障となる術後合併症があるもの</p>
<p>10 精神及び行動の障害</p>	<p>1 症状性を含む器質性精神障害</p> <p>2 精神作用物質使用による精神又は行動の障害(アルコール依存を含む。)</p> <p>3 統合失調症、統合失調型障害又は妄想性障害</p> <p>4 気分(感情)障害</p> <p>5 神経症性障害、ストレス関連障害又は身体表現性障害</p> <p>6 生理的障害又は身体的要因に関連した行動症候群</p> <p>7 成人の人格又は行動の障害</p> <p>8 知的障害(精神遅滞)</p> <p>9 心理的発達の障害</p> <p>10 行動又は情緒の障害</p> <p>11 上記疾患の既往歴又はその疑いがあるもの</p> <p>ただし、単回のうつ病エピソード、神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害、生理的障害又は身体的要因に関連した行動症候群の既往歴で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p>
<p>11 神経系の疾患</p> <p>(1) てんかん及び意識障害等</p> <p>(2) 頭部外傷</p>	<p>1 てんかん性疾患(明白な発作は起こっていない場合であっても、てんかん性障害の疑いがあるものを含む。)</p> <p>2 重大な突発性の意識障害又はけいれん発作</p> <p>3 1又は2の既往歴(小児期における一過性のひきつけ、脳貧血様発作、失神発作等の既往歴で航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <p>1 脳震盪、脳挫傷、頭蓋内出血、頭蓋骨折等、頭部外傷の既往歴(航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <p>2 外傷性高次脳機能障害又は顕著な性格変化を示しているもの</p>

	<p>3 その他の重大な頭部外傷の既往歴又は後遺症</p> <p>4 別表第4第5項第1号1～3に示す疾患等</p> <p>1 中枢神経系の炎症、循環障害、中毒、代謝障害、腫瘍、皮質形成不全又は変性疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 その他の神経系の重大な障害又はこれらの既往歴（航空業務に支障がないと認められる既往歴を除く。）</p> <p>3 反復する神経痛発作</p>
(3) 神経系の障害	
12 運動器の疾患等	骨、筋肉、腱、神経、関節又は脊柱の疾患又は外傷（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
13 泌尿生殖器系の疾患等	<p>1 持続し、又は頻発する蛋白尿があり、尿沈渣に活動性の腎実質障害を認めるもの</p> <p>2 肉眼的血尿又は頻発する顕微鏡的血尿</p> <p>3 急性腎炎又は進行性の慢性腎炎</p> <p>4 ネフローゼ症候群を呈する腎疾患</p> <p>5 嚢胞性腎疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>6 高度の遊走腎</p> <p>7 陰嚢水腫、精索水腫又は精索静脈瘤（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>8 前立腺疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>9 泌尿生殖器系の狭窄、圧迫若しくは結石で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p> <p>10 両側の停留睾丸</p> <p>11 精神症状又は著しい疼痛を伴う月経障害又は子宮内膜症</p> <p>12 卵巣、子宮又は子宮付属器の炎症</p> <p>13 妊娠中のもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>14 泌尿生殖器系の手術の既往歴（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>15 その他の泌尿生殖器系の重大な疾患、後遺症若しくは腎機能障害で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
14 視器の疾患	
(1) 外眼部又は眼球付属器の疾患	<p>1 角結膜炎（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 視機能を妨げる角膜パンプス又は混濁</p> <p>3 円錐角膜等の角膜変性</p> <p>4 複視</p> <p>5 その他視機能を妨げる外眼部又は眼球付属器の疾患</p> <p>6 別表第4第1項に示す疾患等</p>
(2) 緑内障	緑内障（点眼薬の投与により眼圧が正常範囲内にコントロールされ、視野

<p>(3) 前眼部、中間透光体、眼底及び視路の疾患</p> <p>(4) 眼精疲労</p>	<p>異常がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 網膜剥離又はその既往歴 2 網膜色素変性症又は無色素性網膜変性症 3 網膜炎又は網膜脈絡膜炎（症状が固定し、再発のおそれがなく、視機能を妨げないものを除く。) 4 視神経炎又は球後神経炎の既往歴（治癒し、再発のおそれがなく、視機能を妨げないものを除く。) 5 視神経萎縮 6 うつ血乳頭 7 無水晶体眼（眼内人工水晶体挿入を含む。) 8 水晶体偏位 9 視機能を妨げる白内障（水晶体の混濁） 10 正常瞳孔反射の喪失（異常瞳孔反射） 11 残存する眼内異物 <p>強度の眼精疲労（航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p>
<p>15 聴器及び平衡器の疾患</p> <p>(1) 外耳の疾患</p> <p>(2) 中耳の疾患</p> <p>(3) 内耳及び平衡機能障害の疾患</p>	<p>外耳炎、耳痛又は外耳道湿疹（航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鼓膜発赤、耳痛等の活動性病変のあるもの 2 鼓膜の障害（航空業務に支障がないと認められるものを除く。) 3 中耳炎（航空業務に支障がないと認められるものを除く。) 4 中耳真珠腫（乙では航空業務に支障がないと認められるものを除く。) 5 耳管狭窄症（急性症状で一時的なものを除く。) <ol style="list-style-type: none"> 1 メニエール病（乙では航空業務に支障がないと認められるものを除く。) 2 内耳炎 3 瘻孔症状のあるもの 4 反復するめまい症 5 反復する平衡機能障害 6 病的眼振を伴う疾患
<p>16 鼻及び咽喉頭の疾患</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 慢性副鼻腔炎（治療により症状等が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。) 2 反復する鼻出血（航空業務に支障がないと認められるものを除く。) 3 重度慢性鼻炎（萎縮性鼻炎、壊死性鼻炎、肥厚性鼻炎及び血管性鼻炎） 4 吃音、発声障害、構音障害又は嚥下障害（航空業務に支障がないと認められるものを除く。)

17 口腔及び歯の疾患	<ol style="list-style-type: none">1 著しい不正咬合、歯の欠損、口腔周辺軟部組織の障害等により、咀嚼又は発声に著しい障害を来すもの2 歯、顎骨又は口腔周辺軟部組織の疾患等により著しい疼痛を伴うことで、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの3 別表第4第5項第5号に示す疾患等
-------------	--

別紙様式第3（第11条関係）

発簡番号（ ）
発簡年月日

航空幕僚長 殿
（首席衛生官気付）

発簡者名 印

航空身体検査の合否について（上申）

標記について、航空自衛隊航空身体検査規則（昭和54航空自衛隊第19号）第11条第3項の規定に基づき、下記の者について判定されたく上申する。

記

所属		氏名	
階級		生年月日	
認識番号		特技	
不適合事項（不合格理由）			
上申事由（判定官意見）			

- 添付書類：1 航空身体検査表（写）
2 医学適性審査結果（写）及び経過記録
3 その他診断書（写）等、判定に必要と思われるもの

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第4（第12条関係）

1 兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員以外の操縦士等
（表）

航空身体検査合格証明 航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）に基づく航空身体検査（ ）に合格したことを証明する。 令和 年 月 日 検査担当部隊等長名	証明番号  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認識番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td></td> </tr> </table>	氏名		認識番号		生年月日	年 月 日	有効期限	令和 年 月 日	条件	
氏名											
認識番号											
生年月日	年 月 日										
有効期限	令和 年 月 日										
条件											

印

（裏）

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、航空業務従事中携帯しなければならない。 2 この証明書は、正当な権限を有する者から提示を求められた場合、提示しなければならない。 3 合格証明は、航空業務の医学的適否に関する判定書により航空業務停止になったとき、その効力を停止する。 4 次の各号のいずれかに該当するときは効力を失う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たに航空身体検査を受けたとき。 (2) 航空事故に関与したとき。 (3) 操縦士等の資格を失ったとき。 (4) 前項の航空業務停止の期間が3か月を超えたとき。 (5) 有効期間を経過したとき。 5 合格証明を有する者でなければ操縦士等になることができない。また航空業務に従事することができない。 6 この証明書は、不要になった場合、返納しなければならない。

- 注：1 この証明書の証明番号は、暦年ごとの一連番号を記入する。
 2 この証明書の「検査（ ）」内のかっこ内には、検査の区分である甲又は乙の別を記入する。
 3 この証明書は、大きさ（単位ミリメートル）の示すとおりとし、用紙を白色とし印刷を青色とする。なお、表裏面内に淡青色桜花地模様を印刷する。
 4 この証明書の右上余白欄には、横幅42ミリメートルの別に定める航空き章を印刷する。

2 兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員

(表)

<p>航空身体検査合格証明</p> <p>航空自衛隊航空身体検査規則（昭和54年航空自衛隊達第19号）に基づく航空身体検査（ ）に合格したことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>検査担当部隊等長名</p>	<p>証明番号</p> 										
<p style="text-align: right;">印</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認識番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td></td> </tr> </table>	氏名		認識番号		生年月日	年 月 日	有効期限	令和 年 月 日	条件	
氏名											
認識番号											
生年月日	年 月 日										
有効期限	令和 年 月 日										
条件											

90
 33
 4
 4
 4
 4

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証明書は、航空業務従事中携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、正当な権限を有する者から提示を求められた場合、提示しなければならない。
- 3 合格証明は、航空業務の医学的適否に関する判定書により航空業務停止になったとき、その効力を停止する。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは効力を失う。
 - (1) 新たに航空身体検査を受けたとき。
 - (2) 航空事故に関与したとき。
 - (3) 操縦士等の資格を失ったとき。
 - (4) 前項の航空業務停止の期間が3か月を超えたとき。
 - (5) 有効期間を経過したとき。
- 5 合格証明を有する者でなければ操縦士等になることができない。また航空業務に従事することができない。
- 6 この証明書は、不要になった場合、返納しなければならない。

- 注：1 この証明書の証明番号は、暦年ごとの一連番号を記入する。
- 2 この証明書の「検査（ ）」内のかっこ内には、検査の区分である甲又は乙の別を記入する。
- 3 この証明書は、大きさ（単位ミリメートル）の示すとおりとし、用紙を白色とし印刷を青色とする。なお、表裏面内に淡青色桜花地模様を印刷する。
- 4 この証明書の右上余白欄には、横幅42ミリメートルの別に定める航空き章を印刷する。

別紙様式第5（第12条関係）

1 兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員以外の操縦士等



航空身体検査合格判定書

氏 名

認識番号

生年月日 年 月 日

下記の条件の下に、航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）に基づく航空身体検査乙を合格と判定する。

判定書の有効期限は判定日から1か月間とする。

判定書は、航空業務の医学的適否に関する判定書により航空業務停止になった場合には、効力を失う。

記

条件：

令和 年 月 日

判定官

印

（自署の場合は押印不要）

2 兵器管制業務及び滞空型無人機のセンサー操作業務の要員



航空身体検査合格判定書

氏 名

認識番号

生年月日 年 月 日

下記の条件の下に、航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 54 年航空自衛隊達第 19 号）に基づく航空身体検査乙を合格と判定する。

判定書の有効期限は判定日から 1 か月間とする。

判定書は、航空業務の医学的適否に関する判定書により航空業務停止になった場合には、効力を失う。

記

条件：

令和 年 月 日

判定官

印

（自署の場合は押印不要）

別紙様式第6（第17条関係）

発簡番号（ ）

発簡年月日

航空幕僚長 殿
（首席衛生官気付）

発簡者名 印

操縦士等航空身体検査実施状況報告書（令和 年度）（06-M60（D））

検査対象	検査種別	被検査総数	合格者数	不合格者数	不合格項目				
操縦要員	甲								
指定操縦者以外の操縦者	乙								
指定操縦者	乙								
救難降下訓練生の要員	甲								
救難員	乙								
航空交通管制業務の要員	甲								
航空交通管制業務に従事する者	乙								
上記以外の甲航受検者	甲								
上記以外の乙航受検者	乙								
滞空型無人機の操縦要員	甲								
滞空型無人機の操縦者	乙								
兵器管制業務の要員	甲								
兵器管制業務に従事する者	乙								
滞空型無人機のセンサー操作業務の要員	甲								
滞空型無人機のセンサー操作業務に従事する者	乙								
合 計									

注：1 不合格項目欄は、航空自衛隊身体歴取扱規則（昭和32年航空自衛隊達第16号）に定める航空身体検査表に掲げる項目を記入する。

2 不合格項目が二つ以上にわたる場合は、主なものを一つ記入する。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A版4列とし、縦長に使用する。